

一般社団法人東京薬科大学同窓会東薬会  
東薬会奨学金給付規程

2020年2月15日 制定

(目的)

第1条 本規程は、卒業生からの寄付金を原資とし、その意思に基づき、東京薬科大学に在籍する学生に対して、勉学の援助および人材の育成を目的とし、東薬会奨学金（以下、「本奨学金」という。）を給付するものとする。

(対象者)

第2条 本奨学金の給付を受けることができる者（以下、「奨学生」という。）は、経済的事由または不測の事態により奨学金の給付を必要とする者で、学業継続の意志のある心身健全の者とする。

(給付金額および奨学生の人数)

第3条 本奨学金の給付金額は一人につき金50万円とし、本規程によって決定された奨学生3名に給付する。

2 給付は、在学中1回のみとする。

(給付の申請)

第4条 本奨学金の給付を希望する者は、一般社団法人東京薬科大学同窓会東薬会（以下、「当法人」という。）理事会で定める本奨学金の募集期間内に奨学生願書を当法人に提出しなければならない。

(奨学生選考委員会)

第5条 奨学生の選考にあたり、理事会の決議により選ばれた理事および外部有識者で構成される東薬会奨学生選考委員会(以下、「本選考委員会」という。)を設置するものとする。

2 本選考委員会を構成する委員のうち過半数は外部有識者とする。

3 本選考委員会の設置および奨学生選考委員の資格要件その他については、理事会の決議により別に定める。

(選考方法)

第6条 本選考委員会は、第4条の出願者の健康状態、学費支弁の困難程度等を検討し、奨学生として推薦する者を決定し、理事会に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた理事会は、その報告を元に奨学生として採用する者を決定する。

(決定の通知)

第7条 前条により奨学生として決定された者に対し、決定の通知を行う。

(誓約書)

第8条 奨学生として決定された者は、誓約書を当法人に提出しなければならない。

(奨学金の辞退)

第9条 奨学生は本奨学金の給付前であれば、いつでも辞退の申出をすることができる。

(給付の方法)

第10条 本奨学金は、特段の事情がない限り原則授業料納入時まで、理事会が別途定める方法により給付するものとする。

(奨学金の減額または停止)

第11条 奨学生に次の各号に該当する事由が生じた場合は、奨学金の給付額の減額または給付の停止をすることができる。

- (1) 傷病等により休学または長期にわたり東京薬科大学の授業、講義、研究室および実務実習等に出席できない場合
- (2) 学業成績または素行が著しく不良となった場合

(奨学金の返還)

第12条 本奨学金は、返還を要しない。

- 2 前項に関わらず、次の各号に該当する事由が生じた場合は、給付した奨学金の全額または一部の返還を請求することができる。
  - (1) 第11条各号の事由が生じた場合
  - (2) 停学または退学その他の処分を受けた場合
  - (3) 虚偽の申告その他不正な手段によって給付を受けたことが明らかになった場合
  - (4) その他奨学生として相応しくないと理事会が判断した場合

(異動等の届出)

第13条 奨学生に次の各号に該当する事由が生じた場合は、遅滞なく理事会に届出なければならない。

- (1) 休学および復学した場合
- (2) 停学または退学その他の処分を受けた場合
- (3) 氏名、住所その他届出ている事項に変更があった場合

附則 本規程は、2020年2月15日から施行する